

特定個人情報保護委員会の機能と役割 —各国における同種機関との比較を中心に—

寺田麻佑^{†1} 板倉陽一郎^{‡2}

Role and Function of the Specific Personal Information Protection Commission-In Comparison with Foreign Commissions that have Similar Roles and Functions-

MAYU TERADA^{†1} YOICHIRO ITAKURA^{‡2}

In this article, the role and the function of the Specific Personal Information Protection Commission which soon is supposed to be replaced as Personal Information Protection Commission will be discussed and reviewed. Then, the role and the function-including the discussion of how it should be designed- will be compared with several similar commissions of the foreign countries. The possibility of the expansion of its role and function is considered through considering the needed function and role.

1. 問題の所在

平成 27 (2015) 年 3 月 10 日に閣議決定された「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」(以下、「改正法案」という.) は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号, 以下「個人情報保護法」という.) について, 平成 17 (2005) 年 4 月の全面施行から 10 年を経て, 個人情報の定義や個人情報の保護に関する監視・監督機関の設置などを含めて, 大きな改正を予定するものである。改正法案においては, 個人情報の保護に関する監視・監督機関として, 個人情報保護委員会が新設されることとなっている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号, 以下「番号法」という.) の監督機関である特定個人情報保護委員会を改組して設置されるものである。

本稿においては, 特定個人情報保護委員会の機能と役割を改めて確認し, 個人情報保護法改正後の個人情報保護委員会の機能と役割の在り方を検討する。

グローバル化が進展し, 個人情報も含めた情報の適切な流通はますます重要であると認識されるようになっている。

我が国は諸外国よりやや遅れて個人情報保護法制を整備したが, その制定過程において, 改正法案の審議過程においても, EU データ保護指令は強く意識されてきた。EU データ保護指令 28 条 1 項[1]が定めるような個人情報等の独立した監督機関(完全独立性を備えた EU 型第三者機関)が設置されることとなるのか, 現実に設置される機関の具体的な組織内容と機能の検証が必要となる。

1.1 我が国における個人情報保護法制の問題点

我が国の個人情報保護法制における最大の問題点は, 個人情報保護法を運用し, 執行する独立した監視機関の不在にあると指摘されてきた[2]。そもそも, 個人情報保護法制については, 1995 年に採択された EU データ保護指令 25 条が, EU 構成国以外の国にも十分なレベルの個人情報保護体制が整えられていることを必要としたこと等を受け, 平成 11 (1999) 年から個人情報保護に関する立法の検討が進められ, 平成 15 (2003) 年 5 月に, 諸外国の整備よりも遅れて法が制定されたものである[3]。

また, 個人情報の取扱いが民間の事業者の事業の活動の一環として行われており, 業者や業態に応じて様々な特性を有していることから, 事業ごとの細かな判断が必要とされた結果, 事業分野を横断するような一般的な第三者機関は設置されず, それぞれの事業分野を扱う各省庁の主務大臣がそれぞれの事業分野に合わせて扱いを決めることとされた(主務大臣制, 後述)。そのため, 個人情報保護に関する規律については, 基本的に各省庁における個人情報保護

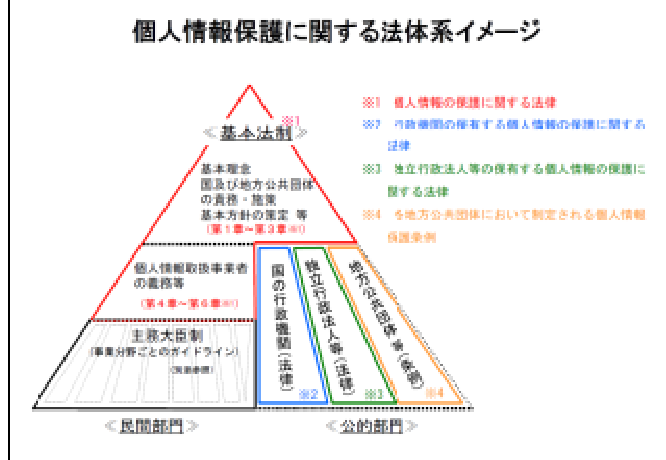
^{†1} 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law,
College of Liberal Arts, International Christian University

^{‡2} 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

法に関する法解釈ならびにそのガイドラインが存在し、それぞれの法の執行状況に差異を生じる事態が生じていた。

公的部門については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下、「行政機関個人情報保護法」という。)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下、「独立行政法人等個人情報保護法」という。)が存在するが、これらの法の執行・監督に関して、EU が求めているような第三者機関の設置はなされていない。また、地方公共団体においては、条例では諮問機関しか置くことができないこともあり、やはり、第三者機関は設置されていない[4]。

消費者庁による個人情報保護に関する法体系イメージ図
(<http://www.caa.go.jp/planning/kojin/pdf/houtaikei.pdf>)



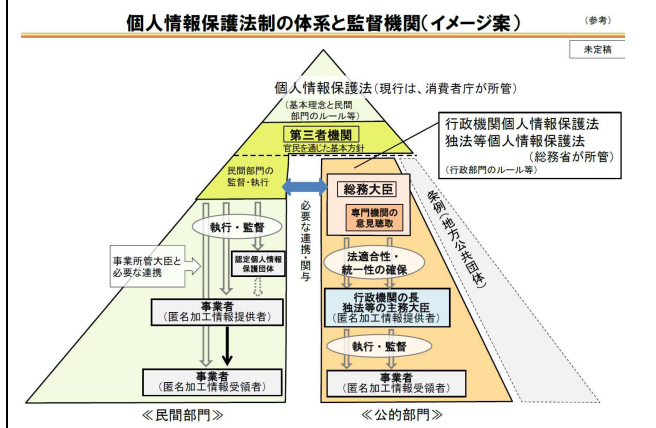
このようななか、番号法が成立し、その6章で設置された特定個人情報保護委員会の所掌事務について、将来的に、特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務をも含めて検討することが附則6条2項に盛り込まれた。また、総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書(2013年6月)においても、パーソナルデータの保護のための独立した第三者機関の設置の検討が提案された。

特定個人情報保護委員会が設置されてから1年が経過し、今回閣議決定された個人情報保護法及び番号利用法の一部を改正する法律案は、個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正を個人情報保護法の改正において行い、特定個人情報及び個人番号(マイナンバー)の利用の促進に係る制度改正を番号法の改正において行うものとしている。個人情報保護法の改正の特に大きな部分を占めるのが、個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関である個人情報保護委員会を、特定個人情報保護委員会を改組して設置することである[5]。

以下、特定個人情報保護委員会の機能と役割を検証し、独立第三者機関として設置予定の監視・監督の態様と独立の形態につき、諸外国の同種機関との比較を通じて、特定

個人情報保護委員会ならびに同委員会を改組して設置予定の個人情報保護委員会の違いを明らかにするとともに、今後の課題について検証する[6]。

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会(第12回)資料1より抜粋。ただし、研究会の議論は更に進んでおり、例えば本稿執筆時点で「専門機関」は設けられないこととなっている。



改正法案に関する改正のポイントは、個人情報保護法に関しては、1) 個人情報の定義を明確化したこと、2) 匿名加工情報について定義し、規律を定めたこと、3) トレーサビリティを確保するなど個人情報保護の強化、4) 個人情報の国境を越えた利用への対応、5) 個人情報保護委員会の新設、等があげられる。ここでは5)に集中し、法改正後の個人情報保護委員会の機能に絞って検討を行う。

2. 特定個人情報保護委員会の機能と役割

特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じることが任務として、番号法36条1項に基づいて平成26(2014)年1月1日に設置された組織である。

2.1 組織構成

特定個人情報保護委員会は、内閣府の外局として設置された合議制の機関であり、その委員長及び委員は独立して職権を行使する。組織構成は、委員会委員長及び委員6名あるが、平成26(2014)年中は委員長及び委員2名の合計3名、平成27(2015)年は委員長及び委員4名の合計5名で構成された。委員会事務局の定員は、平成26(2014)年度末において、32名であった[7]。

2.2 特定個人情報保護委員会の機能

同組織は、番号法の整備にともない、特に個人番号の取扱いにかかる適切な取扱いを確保するために、監視・監督をおこなうために設置されたもので、個人番号をその内容に含む個人情報である、特定個人情報(番号法2条8項)に対する監視・監督を行うために、様々な役割を果たしている。

所掌事務としては、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督（指導・助言、勧告・命令、報告徴収・立入検査等）ならびに特定個人情報保護評価、広報・啓発、調査・研究及び国際協力等が挙げられている。

以下、等に特定個人情報保護評価並びに監視・監督について、具体的にみることにする。

2.2.1 情報保護評価の承認

特定個人情報保護委員会が果たす大きな役割の一つとして、情報保護評価の承認がある[8]。個人情報保護評価の承認は、特に行政機関・地方公共団体・民間事業者等が特定個人情報の取扱いを開始する前の措置として、取扱いに関する指針を策定し、また各機関が実施する情報保護評価の一部について承認を行うものとされる[9]。

2.2.2 ネットワークシステムの確認

番号法に基づいて構築される情報提供ネットワークシステムについて、特定個人情報保護委員会は、設置・管理者である総務大臣と協議して、当該情報提供ネットワークシステムが適切に特定個人情報を扱うように確認するものとされている（番号法 21 条 1 項）。

2.2.3 行政機関の長への措置の要求と報告

さらに、情報提供ネットワークシステム等の情報システムについて、何か問題が生じていることを把握等した場合、当該システムについて、行政機関の長に対して必要な措置を要求することが出来る（番号法 54 条 1 項）。そのうえで、措置の実施を求めたときには、関係行政機関の長に対して、措置の実施状況について報告を求めることができる（番号法 54 条 2 項）。

2.2.4 内閣総理大臣に対する改善等の意見の申出

特定個人情報保護委員会は、特定個人情報保護に関する様々な提言や意見につき、その改善のための意見を、内閣総理大臣に対して述べる事が出来ることとされている（番号法 55 条）。

2.2.5 指導・助言・勧告・命令

特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の取扱いに問題が発見された場合には、指導・助言を行う（番号法 50 条）。また、番号法 51 条に基づき、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要な場合には、違反行為を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告し、かかる勧告を原則として前提としたうえで、勧告に係る措置を取らない者に対して、勧告に係る措置を取るべきことを命ずる命令も行うことができる。また、緊急の場合には勧告を経ずに命令を行うことができる（番号法 51 条 3 項）。番号法 51 条の命令違反には、73 条に基づき、罰則も適用される。さらに、番号法 52 条 1 項に基づき、番号法の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対して、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、当該個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関して

質問させ、もしくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2.2.6 苦情の処理

特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出について、特定個人情報保護委員会は、あっせんを行う（番号法 38 条 1 号）。

2.3 主務大臣制

特定個人情報について、個人情報保護法における主務大臣の監督は否定されていない。個人情報保護に係る一般法制で採用されている主務大臣による監督制度（上記イメージ図を参照）と同様、日常的な監督は主務大臣が行ったうえで、特定個人情報については特定個人情報保護委員会の監督による補充が行われることを想定している。公的部門についても、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法または個人情報保護条例に基づく各大臣、首長等による監督のなかで、番号法違反の事実が認識された場合に、特定個人情報保護委員会が必要に応じて情報提供等を受けて調査・監督等を行うものと考えられている[10]。この点については、個別の利用方法に関する見解の表明や機動的な法執行が十分に行われているかに関する疑問が呈されてきた[11]。

2.4 特定個人情報保護委員会の存在意義

特定個人情報保護委員会が設置されてから現在に至るまで、特定個人情報保護委員会においては、特定個人情報保護評価の実施に必要な措置等を定めた「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」を定め、また、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン作成のための民間企業へのアンケートやヒアリングを行う等の業務を行っている。番号法制の整備に基づく、特定個人情報の保護のための公的部門、民間部門双方にわたる権限を有する組織としては、強力な権限をもつ組織であるということが出来るが、委員会、事務局の人数を合わせて 40 人程度であり、現在までのところ、番号法制度の基礎を構築する以上の活動は行っていないといえる。また、EU データ保護指令 28 条 1 項が求める個人情報保護のための独立した監督機関としては、委員会の扱う個人情報が特定個人情報のみであるために不十分であるが、今後設置される新たな個人情報保護委員会は特定個人情報保護委員会の設置なくしてはできなかったともいえ、先ずは特定個人情報を対象としてかかる組織が設立された意義は大きい。

3. 個人情報保護委員会の機能と役割

個人情報取扱事業者の監督を行う主体が、主務大臣から個人情報保護委員会に改められることは、個人情報保護委員会の新設に伴い最大の変化である。

また、基本方針の案の作成権限等を消費者委員会から移

管している。(新第7条)。主務大臣が有する権限と、立入検査の権限を個人情報保護委員会に付与し、さらに、委員会の認定を受けた「認定個人情報保護団体」によるガイドライン(個人情報保護指針)の作成に一定の関与を行うことが予定されている。

3.1 個人情報保護委員会の機能

改正法案では、個人情報の取扱いの監視監督のため、番号利用法に基づく特定個人情報保護委員会が組織替えされる形で、個人情報保護委員会が新設される。個人情報保護委員会は、特定個人情報保護委員会と同様、内閣府の外局として設置される(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第3項の規定に基づく)独立性の高い、いわゆる三条委員会である[12]。

3.2 組織構造・所掌事務・事務局の充実

個人情報保護委員会は個人情報一般に関する監視・監督を行う機関として新設されるため、特定個人情報保護委員会よりも委員の人数が増やされている。委員長を除く委員の人数は6名から8名に増員される(新第64条)。また、委員の選任に係る規定には、特定個人情報保護委員会の際と同様に、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする、との規定がおかれた。さらに、委員の選任に関しては、「消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者」等が加わっていることが新たに求められることとなった。

加えて、委員会には、専門の事項を調査させるために、専門委員を置くことができるものとされた(新第69条)。

個人情報保護委員会の所掌事務は、特定個人情報保護委員会が扱っていた特定個人情報に関する所掌事務から個人情報に関するものへと拡大し、以下のものを包含している。

- 1) 基本方針の策定・推進、
- 2) 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力、
- 3) 認定個人情報保護団体関係、
- 4) 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力、
- 5) 特定個人情報保護評価関係、
- 6) 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報と啓発、
- 7) 1) - 6) までの事務を行うために必要な調査及び研究、
- 8) 所掌事務に係る国際協力、9 その他法律に基づいて委員会に属させられた事務

すなわち、4) 5) を除き、新たに取り扱うこととなった所掌事務であるということができる。

かかる所掌事務の大幅な拡大に関しては、委員会自体の充実と、事務局の拡大が必要と考えられる。改正法案の国会審議でも論点となったところであり、その抜粋は以下の通り。

個人情報保護委員会と事務局体制の充実に関する国会審議状況[抜粋]

第189回国会衆議院内閣委員会 第4号[13]

平成二十七年五月八日(金曜日)

午前九時一分開議

○阿部委員

・・・先ほどおっしゃいました個人情報保護委員会というものの充実と、さらに事務局体制というものの充実も非常に重要で・・・、大臣は、それに加えて、ここには専門委員というものも任命することもお考えであるというふうにはお聞きしましたが、現在、私の目にするとところだと、来年一月の発足時点で、この**事務局体制は五十二人というふうに何っております**。先ほどのエストニアなどの人口規模に比べますと、本当にこれは、うまくやっていくためには、この事務局体制が格段に充実しなければならぬ・・・

○山口国務大臣

委員御指摘のとおりでございます。個人情報保護委員会の事務局については、十分な体制を整備するということが大変重要でございます。御指摘のとおり**五十二名**であります。実はマイナンバー担当もございまして、この人的体制、今回の法案の附則にも、必要な人的体制の整備、財源の確保等の状況を勘案し、その改善について検討を行うことというふうにしておりまして、御指摘の欧米先進国の例えばプライバシーコミッショナー体制というものもあるわけですが、そういったものも参考にしながら、ぜひとも、この体制の強化にはしっかり努めていきたいと考えております。

もともと、所掌事務が以上のように大幅に拡大しているなか、委員が7名から9名へ増員され、事務局人員の32名から20名増加して52名に増員されただけで、その事務を十分に行いうるといえるのかについては、疑問がある。

今後、できる限りの委員並びに事務局組織の充実を図っていくことが必要となる。

4. 諸外国の第三者機関等の権限

以下、米国、イギリス、ドイツ、フランスについて概観する。米国と、以下検討するEU諸国とのプライバシー保護枠組みは根本的に異なっている。米国においては、基本的に自主規制を尊重する枠組みが構築されてきたが、特に

消費者が関係することとなるプライバシー保護に関して、第三者機関としての連邦取引委員会（Federal Trade Commission, 以下「FTC」という。）の消費者保護局が大きな役割を果たしている。

4.1 米国の FTC における権限等

米国の個人情報保護法制（プライバシー保護法制）は、プライバシーの基本的な保護の原則を守り、柔軟で効果的な消費者保護のための法律やコモンロー、FTC による法の執行によって、様々な政策形成を可能とするものである。そのため、米国には、個人情報全般を担う統一的な第三者機関が存在せず、FTC の消費者保護局がその中心的な任務を担っている[14]。その機能と役割は、まず、不正な商業行為を禁止する法律の執行であるが、そのために、報告・徴収権限（FTC 法 20 条）、苦情の処理や企業・消費者の教育を行う。さらに、違反者に対して排除命令や、違反者に合意に達した場合の合意命令（FTC 法 5(b)条）がある。さらに、消費者保護に関する問題も含めて、FTC は、法違反状態があることにつき「信じるに足る理由（reason to believe）」がある場合には、相手に対する主張を訴状として発行し、その対象者がその主張に対して異議を唱える場合、審判手続（Administrative Trials）を行う。かかる審判手続は、審判官（Administrative Law Judge）によって判断される。その後、かかる手続に基づく FTC の命令に対して不服がある者は、控訴裁判所に控訴を行うこととなる。また、FTC は、被害者の救済のため、違反行為者に対して民事訴訟を提起することができる（FTC 法 13(b)条、19 条）。

4.1.2 FTC の事務局

FTC は 5 人の委員で構成され、FTC 全体では約 1200 人の事務局職員が存在する[15]。消費者保護を担う消費者保護局は、数百人存在する。

4.2 イギリスの情報コミッショナーの権限等

イギリスにおいては、プライバシー保護の必要性の認識から、既に 1984 年にデータ保護法が制定されており、同法の EU データ保護指令に基づく 1995 年の法改正の結果、1998 年に現行データ保護法が制定され、2000 年から施行された。この 1998 年のデータ保護法は、独立した第三者機関として、情報コミッショナー（Information Commissioner）をおき、さらに審判所（The Tribunal）を置いている。なお、審判所は、データ保護コミッショナーの決定に対する不服申し立てを審理する機関として設置されているものであり、情報コミッショナーが第三者機関として審判に関わるわけではない。情報コミッショナーは、個人情報保護の推進のための活動を行い、法務省の予算で運営されているが[16]、イギリス議会の両議院に対して報告書を提出する義務を負い（データ保護法 52（1）項）、議会に対して責任を負っている[17]。その権限は、立入調査権限（データ保護法 50 条）、報告・徴収の権限（データ保護法 43 条）のほか、苦情処理、助言・勧告権限（データ保護法 42 条、43 条）な

らびに執行通知を送る権限（データ保護法 40 条）がある。また、違反者を訴追する権限（60（1）項）がある。さらに、データ保護原則の重大な違反に対しては制裁金を科すことができる（データ保護法 55A 条, Civil monetary penalty）[18]。

4.2.1 情報コミッショナーの事務局

情報コミッショナーの事務局は、コミッショナー一人と、約 400 人の事務局職員によって構成されている[19]。ただし、情報公開に関するスタッフを含んでいる。

4.3 フランス CNIL における権限等

フランスにおいては、個人情報保護に関して、「情報処理と自由に関する全国委員会（Commission nationale de l'informatique et des libertés；以下、「CNIL」という。）が、データ保護に関する法律（La loi n°78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés, 以下「情報処理と自由に関する法律」という）に基づき設置されている[20]。CNIL は、その権限の行使に関して、如何なる機関からも指図を受けることがない、独立した第三者機関であることが定められている（情報処理と自由に関する法律 21 条）。

CNIL の権限としては、事前に政府及び民間団体への助言を行うこと（情報処理と自由に関する法律 11 条）、個人情報の取扱いに対する届出の義務付け（個人情報を自動化処理する場合に CNIL に届け出なければならない、情報処理と自由に関する法律 22 条 I）、センシティブ情報やセンシティブ情報類似の情報に関する情報の処理に関しては、CNIL から許可を得る必要がある（情報処理と自由に関する法律 25 条 I）。立入検査が可能な監査権限（情報処理と自由に関する法律 44 条）、報告・徴収を行う権限（同条）、義務を履行しない情報処理責任者に対して、対審手続の上、警告を発することや、期限を定めて違反を止めるように催告することができる（情報処理と自由に関する法律 45 条 I）。また、金銭的制裁を課すことができる（情報処理と自由に関する法律 47 条）。なお、CNIL による金銭的制裁は、刑事裁判の確定した金額から控除される。処理の実行やデータの利用が自由や権利の侵害をもたらす場合には、急速な審理によって、罰金強制を行い、保護に必要な行為を取ることもできる（情報処理と自由に関する法律 45 条 II・III）。

4.3.1 CNIL の事務局

CNIL は 17 名の委員から構成されており[21]、事務局職員は約 160 名存在している[22]。ただし、情報公開に関するスタッフを含んでいる。

4.4 ドイツにおける連邦データ保護監察官の権限等

ドイツにおいては、連邦データ保護法（Bundesdatenschutzgesetz; BDSG）が存在し、ドイツにおいても、情報処理に関する監督機関としての第三者機関が置かれている[23]。ドイツにおいては、1）ドイツの連邦

機関ならびに鉄道・郵便・通信事業（民営化された事業）が、連邦データ・情報保護監察官（Bundesbeauftragten für den Datenschutz und die Informationsfreiheit）によって監督され[24]、2）州の公的機関は、州データ保護監察官、民間機関並びに公法上の企業が監督官庁による監督を受ける。

その中で、以下においては、特に連邦監察官について検討する。連邦監察官は連邦政府の提案に基づき、ドイツ連邦議会の過半数以上の可決によって選出され（連邦データ保護法 22 条 1 項 1 文）、大統領によって任命される。

その職務は、連邦データ保護法によって個人に与えられた自己のデータに関する苦情申し立ての権利に関する処理（苦情処理、連邦データ保護法 21 条）、監督のための立ち入り検査、データ等の閲覧、データ保護の改善等の提案（連邦データ保護法 24 条）、データ保護法やデータ保護に関する他の法律の規定に関する違反や利用に際する瑕疵を確認した場合に異議を唱えること（連邦データ保護法 25 条 1 項）、さらに、連邦政府と連邦機関に対する、データの改善に関する勧告並びにデータ保護の照会に関する助言を行うこと（連邦データ保護法 26 条 3 項）等である。

ドイツの連邦監察官は、個人情報保護の実態の監督のため、調査し、立入検査を行うこと（連邦データ保護法 24 条、38 条）や、意義を申し立てること等が可能であるが、金銭制裁を課すことはない。

その他、上述の通り、民間機関と公法上の企業によるデータ処理は各州の監督官庁、州の公的機関は、州のデータ保護監察官による監督を受けるが、州によって、一つの監督官庁が民間機関と公的機関の両方を管轄する場合もある。

連邦データ保護法 38 条に規定される各州監督官庁には、州のデータ保護監察官並びにデータ保護のための独立した委員会があり、委員会には、州のデータ保護監察官が存在している。連邦データ保護監察官には、金銭的制裁を課す権限はないが、監督官庁には、民間機関の命令違反やデータ保護法違反に対して過料を科し、犯罪の訴追を行う権限がある。

4.4.1 連邦データ保護監察官の事務局

監察官は 1 名であるが、事務局職員を含めると、現在、スタッフは約 90 名存在している[25]。

5. 第三者機関の執行に関するまとめ

以上をまとめると、米国、イギリス、フランス、ドイツのどの国においても、第三者機関として機能するそれぞれの機関が、それぞれ、苦情を処理し、調査権限、報告を受ける権限を有し、助言勧告を行うとともに、必要があれば命令等を行う権限があるといえる（命令等に関しては、ドイツにおいては、対民間事業者だけである）。行政審判のような審判的機能が設けられているのは米国連邦取引委員会

のみである。

個人情報保護委員会の機能は、少なくとも権限上は、これらの機関と遜色が無い。しかしながら、人口比で考えても、事務局の人数については、はるかに劣る。今後、公的機関の監督権限が集中することもあり得るが、今のままの体制では監視・監督が十分に行えるとはいえず、せっかくの監督権限も十分に活用されないままということになりかねない。

6. 特定個人情報保護委員会の改組による個人情報保護委員会の今後の展望

既にいくつかの指摘があるが、個人情報保護法制は高度に技術化、専門化し、複雑な法制度となっている[26]。わかりやすくするための抜本的な法改正は難しいとしても、この点についても、個人情報保護委員会の役割（個人情報保護法制の理解の進展を図るための措置をとること等）が求められるように思われる。

個人情報保護委員会が、プライバシーコミッショナー会議等への参加が認められるような個人情報保護に関する第三者機関として認められることとなることは、様々な国際的な個人情報保護に関する政策決定に携わることが出来るようになる、という意味で望ましいものと考えられる[27]。

もっとも、何よりも大事なことは、プライバシー評価等を含め、事業者において、適切な運用がなされることであり、消費者への透明性が担保されることである。個人情報保護委員会は、日々蓄積される多大な個人情報がどのように使われているのかについて、その使い方を監視・監督する機関として、必要十分な形で機能することが求められる。

個人情報保護委員会については、特に事務局の充実がまず必要となることを指摘した。数カ国とのみの比較であるが、EU 型第三者機関と、権限上は追い付いてきたところがある。しかしながら、十分に認定がなされうるかどうかについては、執行状況も審査されるため、まだ不透明な部分が多い。更に、我が国憲法の限界もあり、真に「独立」した機関であるかどうかについては、我が国固有の行政機構構造も踏まえて考えると、厳しい交渉が待っているであろう。この点について、フレキシブルな行政組織の在り方に関するさらなる検討が必要となろう。

参考文献

- [1] Official Journal L 281, 23/11/1995 P. 0031 – 0050, Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data.
[Article 25,
1. The Member States shall provide that the transfer to a third country of personal data which are undergoing processing or are intended for processing after transfer may take place only if, without prejudice to compliance with the national provisions adopted pursuant to the other provisions of this Directive, the third country in question ensures an adequate level of protection.]
[Article 28
Supervisory authority
1. Each Member State shall provide that one or more public authorities are responsible for monitoring the application within its territory of the provisions adopted by the Member States pursuant to this Directive.]
[2] 堀部政男『『第三者機関』は個人情報保護法制の必要条件』季報情報公開・個人情報保護 41号 (2011年) 1頁. 石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来—世界的潮流と日本の将来像—』(勁草書房, 2014年) 452頁等.
[3] 全面施行はさらに遅れて平成 17 (2005) 年であった. 参照, 小向太郎『情報法入門』(後掲[11]) 193-195頁. 該当頁は, 個人情報保護法制の整備に関する我が国における歴史的経緯がまとめられている.
[4] 宇賀克也「特定個人情報保護委員会について」季報情報公開・個人情報保護 49号 (2013年) 68頁
[5] 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」改正の概要より. <http://www.cas.go.jp/jp/houan/150310/siryou1.pdf>. (2015年8月15日閲覧)
[6] 穴戸常寿教授は, 特定個人情報保護委員会と個人情報保護委員会の違いをトンビとタカに例えている. 穴戸常寿「パーソナルデータに関する「独立第三者機関について」」ジュリスト 1464号 (2014年3月) 22頁, 脚注(16).
[7] 平成 25 年度特定個人情報保護委員会年次報告概要
[8] <http://www.ppc.go.jp/files/pdf/kaisetsu10.pdf>. (2015年8月15日閲覧)
[9] 水町雅子「番号法における個人情報保護方策～情報保護評価を中心に～」季報情報公開・個人情報保護 52号 (2014年) 4頁以下
[10] 宇賀克也「特定個人情報保護委員会について」季報情報公開・個人情報保護 49号 (2013年) 71頁.
[11] 問題点の指摘につき, 小向太郎『情報法入門 第三版』(NTT出版, 2015年) 216頁.
[12] 谷澤光「個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正—個人情報保護法及び番号利用法の一部を改正する法律案—」立法と調査 (2015.4) 363号 8-9頁. 特定個人情報保護委員会は, 内閣府の外局として置かれる委員会であり, かかる場合内閣府は各省と対等の関係にある. 参照, 宇賀克也『行政法概説 <第三版>』(有斐閣, 2012年) 75頁以下.
[13] 第 189 回国会 衆議院 内閣委員会 第 4 号議事録. <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0002/18905080002004a.html>. (2015年8月15日閲覧)
[14] 小向太郎「米国 FTC における消費者プライバシー政策の動向」情報通信政策レビュー 4 (2013年), 100-108頁.
[15] 2013年6月総務省パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書 参考資料 16. http://www.soumu.go.jp/main_content/000231357.pdf (2015年8月15日閲覧)
[16] <https://ico.org.uk/about-the-ico/our-information/income-and-expenditure/>. (2015年8月15日閲覧)
[17] 'The Information Commissioner is an independent Non-Departmental Public Body, sponsored by the MOJ but reporting directly to Parliament.' Annual Report of the ICO 2014-2015, pp.38. <https://ico.org.uk/media/about-the-ico/documents/1431982/annual-report-2014-15.pdf>. (2015年8月15日閲覧)
[18] <https://ico.org.uk/action-weve-taken/enforcement/>. また, データ保護法 55A 条につき, <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/29/section/55A>. (2015年8月15日閲覧)
[19] Above note [17], Report of the ICO 2014-2015, pp.42.
[20] 情報処理と自由に関する法律の英訳につき, 以下. <http://www.cnil.fr/fileadmin/documents/en/Act78-17VA.pdf>. (2015年8月15日閲覧)
[21] <http://www.cnil.fr/english/the-cnile/constitution-and-composition/accessible/non/>. (2015年8月15日閲覧)
[22] 2013年6月総務省パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書 参考資料 16. (2015年8月15日閲覧)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000231357.pdf
[23] Bundesdatenschutzgesetz. http://www.gesetze-im-internet.de/bdsg_1990/. (2015年8月15日閲覧)
[24] 連邦保護監察官は, 組織として, 他のドイツ連邦の省庁と同様の構成を取り, 9つの部局を有している (2015年1月現在). <http://www.bfdi.bund.de/DE/BfDI/Dienststelle/Organisation/organisation-node.html>. (2015年8月15日閲覧)
[25] 同上.
[26] 参照, 水町雅子「マイナンバー法の概要」情報法制研究会第二回シンポジウム 資料 31頁.
[27] 新保教授は, 諸外国において設置されている「プライバシーコミッショナー」に相当する機関が (残念ながら) 我が国にはないこと, マイナンバーにとどまらない, 個人情報保護一般に関する諸問題に対応できるような個人情報保護委員会の設置を提唱されていた. 新保史生「ネットワーク社会における個人情報・プライバシー保護のあり方」IEICE Fundamentals Review Vol.6 No.3 (2013年) 207頁.